

令和7年度江津市社会福祉法人指導監査実施結果の概要【公開用】

1. 指導監査の実施時期 令和7年11月～12月

2. 指導監査の種別及び形態ごとの実施法人数等

(1) 一般監査(実地監査)

所管する 法人数	実施法人数	文書指摘 法人数	文書指摘 率(%)	文書指摘 件数
7	3	1	33.33	4

(2) 一般監査(書面監査) 実施なし

(3) 特別監査 実施なし

3. 指導監査の実施体制

社会福祉課の職員により実施した。

4. 指導監査における留意事項(実施方針)

令和7年度の指導監査に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

- ① 関係法令、通知、定款及び諸規程が遵守され、適正な法人運営がなされているか。
- ② 会計経理が適正に執行されているか。

5. 指導監査結果の概要

(1) 一般監査(実地監査)

- ・ 法人運営に大きな影響を及ぼすような不適切な事項は見られなかった。
- ・ 法令又は通知等の違反が認められる事項について、改善のための必要な措置をとるべき旨を文書により指導する事項は、1法人について4項目あった。

(2) 一般監査(書面監査) 対象法人なし

(3) 特別監査 対象法人なし

6. 主な指摘事項

(1) 組織運営関係

- ① 令和 6 年度の理事長及び業務執行理事の職務執行状況報告について、定款第 21 条第 5 項では「毎会計年度に 4 月を超える間隔で 2 回以上」執行状況を理事会に報告することになっているが、現況報告書では 1 回しか確認できない。定款に示された頻度で報告を行うこと。
- ② 理事会や評議員会について、開催通知が開催の 1 週間前に発出できていないものがある。開催 1 週間前に開催通知を発出すること。
- ③ 令和 6 年度に開催した 3 回の理事会に 2 回連続して欠席した理事がいる。理事会の役割の重要性に鑑みると適当ではないので改善すること。
- ④ 令和 7 年度定時評議員会において新しい役員が選任された後、新役員による理事会が開催されているが、この理事会の招集通知が旧理事長により発出されている。
- ⑤ 計算書類として提出された令和 6 年度事業活動計算書と令和 6 年度末時点の合計残高試算表の金額に相違がある。適正な会計管理を行うとともに、計算書類間の整合を図ること。
- ⑥ 価格による随意契約を行う場合は、見積書を徴する基準を経理規程で定めることについて検討を要する。
- ⑦ 固定資産の現在高報告について、経理規程第 53 条には毎会計年度末現在における現在高について調査・確認し、その結果を会長に報告しなければならない事になっているため、文書で会長に報告したうえで決裁を受けること。
- ⑧ 資産総額の変更登記については、事業年度末日から 3 ヶ月以内に登記すること。
- ⑨ 理事長専決した契約について、契約後に理事会に報告した旨を記載した議事録がないので、報告したうえで議事録へ記載すること。
- ⑩ 土地の賃貸借契約などの自動継続契約を締結している場合において、1 年ごとに契約の更新に係る執行伺書(これに類似するものを含む。)を作成し、理事長の決裁を受けること。

(2) 会計経理関係

なし